

奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 大石 健 一

### 奈良県教育委員会規則第九号

奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会所属職員の標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県教育委員会規則第十号）の一部を次のとおり改正する。

第一条の表一の項中「及び同項第二号に規定する副所長」を削り、同表二の項中「第四条第一項第三号に規定するセンター所長、同項第四号に規定する事務局長」を「第四条第一項第二号から第四号までに規定する職」に改め、同表三の項中「第九号」を「第十号」に、「第八号」を「第九号」に改め、「次長」の下に「及び同条第二項に規定する職」を加え、「副主幹」を「職」に改め、同表四の項中「第二条第一項第十号から第十三号」を「第二条第一項第十一号から第十四号」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に、「同項第十六号」を「同項第十七号」に、「第四条第一項第九号から第十一号」を「第四条第一項第十号から第十二号」に改め、同表五の項中「第二条第一項第十四号」を「第二条第一項第十五号」に、「同項第十七号から第二十号」を「同項第十八号から第二十一号」に、「第四条第一項第十二号から第十四号」を「第四条第一項第十三号から第十五号」に改める。

### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。